

厚生労働省発障0730第1号  
平成25年7月30日

各 { 都道府県知事  
指定都市市長 } 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について

標記の国庫負担金の交付については、平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号 本職通知の別紙「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成25年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

【改正後全文】

厚生労働省発障第1218002号  
平成19年12月18日  
一部改正 厚生労働省発障第0229001号  
平成20年 2月29日  
一部改正 厚生労働省発障第1114001号  
平成20年11月14日  
一部改正 厚生労働省発障0817第4号  
平成21年8月17日  
一部改正 厚生労働省発障0128第6号  
平成22年1月28日  
一部改正 厚生労働省発障0428第10号  
平成22年4月28日  
一部改正 厚生労働省発障0330第5号  
平成23年3月30日  
一部改正 厚生労働省発障0820第1号  
平成24年8月20日  
一部改正 厚生労働省発障0730第1号  
平成25年7月30日

各 { 都道府県知事  
指定都市市長 } 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働事務次官

(公印省略)

障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について

標記の国庫負担金の交付については、別紙「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号本職通知「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について」は廃止する。

おって、平成18年度以前に交付された国庫負担（補助）金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱

（通則）

- 1 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚 生 省</sup><sub>勞 働 省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この国庫負担金は、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所及び指定医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児入所施設等において受けた指定入所支援及び指定通所支援に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義及び解釈）

- 3 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - （1） 「指定医療機関」とは、法第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。
  - （2） 「障害児通所支援事業所」とは、法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所をいう。
  - （3） 「障害児相談支援事業所」とは、法第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所をいう。
  - （4） 「障害児入所施設」とは、法第42条に規定する障害児入所施設をいう。
  - （5） 「福祉型障害児入所施設」とは、法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。
  - （6） 「医療型障害児入所施設」とは、法第42条第2号の医療型障害児入所施設をいう。
  - （7） 「障害児入所措置費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置をとった場合における法第50条第7号及び第7号の2に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護につき法第45条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（指定医療機関については、委

託後の治療等に要する費用とする。)をいい、次の費目に分けるものとする。

ア 事務費

障害児入所施設及び指定医療機関を運営するために必要な職員の人件費、その他の事務の執行に伴う諸経費をいう。

イ 事業費

事務費以外の経費であって、障害児入所施設及び指定医療機関に入所している措置児童等（ただし、措置停止中のものを除く。）に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

ウ 福祉・介護職員処遇改善加算費

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要へ応えるため、職員の処遇改善に取り組む障害児入所施設に対し、助成を行う経費。

エ 福祉・介護職員処遇改善特別加算費

介護保険サービスと比べた障害児入所施設の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進める障害児入所施設に対し、助成を行う経費。

- (8) 「やむを得ない事由による措置費」とは、法第21条の6に基づき、指定都市、児童相談所設置市及び市町村（特別区を含み、指定都市及び児童相談所設置市を除く。）が行う行政処分に要する費用をいう。
- (9) 「障害児入所施設の定員」とは、都道府県、指定都市、中核市及び市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下(10)において同じ。）以外（以下「社会福祉法人等」とする。）の設置する施設にあつては、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長が認可した定員をいい、都道府県、指定都市、中核市及び市町村の設置する施設にあつては、当該地方公共団体が、条例等で定めた定員をいう。
- (10) 「措置児童等」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置をとった児童、法第31条に規定する保護期間の延長を認めた者及び市町村が法第21条の6に規定する措置をとった児童をいう。
- (11) 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費、事業費の月額及びその他の単価であつて、5の(1)のウに定めるところにより都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長がその施設について設定したものをいう。
- (12) 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員又は入所者数並びにその他の員数を乗じて得た額に、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費を合計して得た額等であつて、5の(1)のエ又は(2)のウに定めるところにより施設に対し各月算定して支弁しなければならないものをいう。
- (13) 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校

(特別支援学校の小学部を含む。)及び中学校(特別支援学校の中学部を含む。)をいう。

(14) 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。

ア 「1級地」とは、人事院規則九—四九(地域手当)(平成18年2月1日人事院規則九—四九)別表第一(以下「級地区分表」という。)の支給割合が一級地とされている地域とする。

イ 「2級地」とは、級地区分表の支給割合が二級地とされている地域とする。

ウ 「3級地」とは、級地区分表の支給割合が三級地とされている地域並びに東京都のうち東久留米市とする。

エ 「4級地」とは、級地区分表及び附則別表第一の支給割合が四級地とされている地域並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市、東京都のうち小金井市、神奈川県のうち綾瀬市、座間市及び逗子市、大阪府のうち摂津市及び大東市並びに広島県のうち府中町とする。

オ 「5級地」とは、東京都のうち、東大和市並びに大阪府のうち松原市とする。

カ 「6級地」とは、級地区分表及び附則別表第一の支給割合が五級地とされている地域並びに埼玉県のうち狭山市、蕨市、川口市のうち旧鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町、神奈川県のうち伊勢原市及び寒川町、大阪府のうち大阪狭山市及び忠岡町並びに兵庫県のうち川西市とする。

キ 「7級地」とは、級地区分表及び附則別表第一の支給割合が六級地とされている地域並びに京都府のうち長岡京市とする。

ク 「その他」とは、アからキ以外の地域とする。

(15) 「指定入所支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第123号)により算定した費用の額(その額が現に当該指定入所支援(法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。)に要した費用(入所特定費用を除く。)を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した額とする。)をいう。

(16) 「指定通所支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第122号)により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援(法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。)及び基準該当通所支援(法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。)に要した費用(通所特定費用を除く。)を超えるときは、当該現に指定通所支援及び基準該当通所支援に要した額とする。)をいう。

(交付の対象)

4 この国庫負担金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 障害児施設措置費国庫負担金

ア 障害児入所措置費

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第27条第1項第3号又は第2項に規定する措置をとった場合における法第50条第7号及び第7号の2に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護につき、法第45条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用(指定医療機関については、委託後の治療等に要する費用とする。)

イ やむを得ない事由による措置費

指定都市、児童相談所設置市又は市町村(特別区及び地方自治法第284条第1項に掲げる一部事務組合並びに広域連合を含み、指定都市及び児童相談所設置市をのぞく。以下同じ。)が法第21条の6に規定する措置をとった場合に必要な費用。

(2) 障害児施設給付費等国庫負担金

ア 障害児入所給付費等

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第24条の2に規定する障害児入所給付費、法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費若しくは法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費又は法第24条の20に規定する障害児入所医療費(以下「障害児入所給付費等」という。)の支給をした場合における法第50条第6号の4に規定する障害児入所給付費等の支給に要する費用

イ 障害児通所給付費等

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が、法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費、法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費若しくは法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付費又は法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療費(以下「障害児通所給付費等」という。)の支給をした場合における法第51条第1号に規定する障害児通所給付費等の支給に要する費用

ウ 障害児相談支援給付費等

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費及び法第24条の27第1項に規定する特例障害児相談支援給付費(以下「障害児相談支援給付費等」という。)の支給をした場合における法第51条第6号に規定する障害児相談支援給付費等の支給に要する費用

(交付額の算定方法)

5 この国庫負担金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。

(1) 障害児施設措置費国庫負担金

ア 基本額

(ア) 障害児入所措置費

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額（個々の障害児入所施設及び指定医療機関に対する各月の支弁額の年間の合算額の全障害児入所施設及び指定医療機関の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における才に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

なお、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費については、次により算定する。

① 福祉・介護職員処遇改善加算費

各月の支弁額（福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇特別加算費を除く。以下②において同じ。）に「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成24年3月30日障障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）（以下「処遇改善事務処理手順」という。）に定める基準に該当する場合に処遇改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員処遇改善加算率を乗じて得た額とする。

② 福祉・介護職員処遇改善特別加算費

各月の支弁額に処遇改善事務処理手順に定める基準に該当する場合に処遇改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員処遇改善特別加算率を乗じて得た額とする。

(イ) やむを得ない事由による措置費

次に掲げる額の合計額を基本額として負担するものであること。

「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援に限る。）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の1に基づき算定した費用（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）から、同通知の別紙に基づき算定した通所利用者負担額を控除した額とする。

イ 負担額及び負担区分

国は、アにより算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2

分の1に相当する額を負担するものであること。なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第7号及び第7号の2並びに法第51条第2号の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれ措置費を負担するものである。

経費の種別	措置主体の区分	児童等の入所先施設の区分	措置費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談所 設置市	市町村	国
障害児入所施設の措置費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2
やむを得ない事由による措置費	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2

#### ウ 保護単価の設定の方法

##### ① 保護単価の関係者への通知

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児入所施設及び指定医療機関について、次の②から③までに定めるところによりその年度における措置費の保護単価を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児入所施設及び指定医療機関の長に対し通知する措置を講ずること。

##### ② 事務費の保護単価の設定方法

(ア) 福祉型障害児入所施設のその年度における措置児童1人当たりの事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表5の事務費の保護単価の、1一般分保護単価（別表6または別表

7の職種別職員定数表等に基づき算定した額)をそのまま設定するものとし、その施設が別表1の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とする。

(イ) (ア)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその障害児入所施設及び指定医療機関の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分(その月の初日にその改定があったときはその月分)の支弁から、(ア)の方法により、その施設の保護単価を改定する。

③ 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、別表2の(2)から(18)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定するものとする。

エ 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、法第50条第7号及び第7号の2の規定によりその障害児入所施設及び指定医療機関に対し、②から④に定めるところにより月を単位として算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合計した額に、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費を合計した額をその月の措置費の支弁額として支弁しなければならないこと。

② 障害児入所措置費の費目の使途

障害児入所施設及び指定医療機関に対する措置費の費目の種類は次のとおりとする。

- (ア) 別表の第1欄に掲げる費目
- (イ) 福祉・介護職員処遇改善加算費
- (ウ) 福祉・介護職員処遇改善特別加算費

③ 障害児入所措置費の各月の支弁額の算式

障害児入所施設及び指定医療機関に対する措置費の各月の支弁額の算式は次のとおりとする。

- (ア) 別表2の第2欄から第4欄に掲げるとおり
- (イ) 5の(1)のアの(ア)の①のとおり
- (ウ) 5の(1)のアの(ア)の②のとおり

④ 定員外支弁の禁止

障害児入所措置費の支弁額の算定にあたっては、やむを得ない特別の理由があ

る場合を除いては、その施設の定員をこえる部分は算入しないものとする。

## オ 徴収金基準額

### ① 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等単位に、別表4の各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童に係る次の②により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

### ② ①における各月の支弁額の算定方法

(ア) 福祉型障害児入所施設の措置費の各月のその措置児童等1人当たりの支弁額は、次の算式（1）により算定した額とする。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときは、算式（2）によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費は、徴収の対象とはならないこととする。

#### 算式（1）

その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費の単価を除く。次の算式（2）においても同じ。）＋事業費の各費目のその月におけるその措置児童等につきその支弁した合算額

#### 算式（2）

〔（事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

(イ) 医療型障害児入所施設及び指定医療機関の措置費の各月のその措置児童1人当たりの支弁額は、事業費の各費目のその月におけるその措置児童につき支弁した額（その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときの事業費の各費目のうちの月額保護単価による支弁額は、前記①の算式（2）に準じて算定した額。）の合算額とする。

なお、民間施設給与等改善費及びスプリンクラー保守管理等費は、徴収の対象とはならないこととする。

## (2) 障害児施設給付費等国庫負担金

### ア 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における基準額（別表3の第3欄に掲げる基準額の合計額をいう。）を基本額として負担するものであ

ること。

イ 負担額及び負担区分

国は、アにより算定した基本額に対し、この国庫負担金については、法第53条の規定により、その2分の1に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号の4、法第51条第1号及び第6号、法第53条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその給付費を負担するものである。

経費の種別	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設給付費等の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所給付費等	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2
障害児通所給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2
障害児相談支援給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2

ウ 対象経費等

この国庫負担金の費目の種類は、別表3の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの対象経費及びその基準額は、同表の第2欄及び第3欄に掲

げるとおりとする。

(国庫負担金の概算払)

- 6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 7 この国庫負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業が予定の期間内に完了していない場合又は事業の執行が困難となった場合には速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この国庫負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
  - (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部または一部を国庫に納付させることがある。
  - (5) 事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (6) 国庫負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(申請の手続き)

- 8 この国庫負担金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県知事は、別紙様式2-1による申請書に関係書類を添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
  - (2) 指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長(4の(1)のイ、(2)のイ及びウの事業に限る。以下12において同じ。)は別紙様式3による申請書に關係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
  - (3) 都道府県知事は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、これをとりまとめるうえ、都道府県

分とあわせて厚生労働大臣に提出するものとする。

- (4) (1)から(3)に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式2-2による申請書に係る書類を添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 9 この国庫負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 10 都道府県知事は、8(2)又は9による交付申請書が到達したときは速やかに厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達したときは速やかに交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 11 都道府県知事は、指定都市及び児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金(障害児入所措置費及び障害児入所給付費等を除く。)について厚生労働大臣の交付の決定(決定の変更を含む。)があったときには、指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し、別紙様式4又は別紙様式5により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 12 この国庫負担金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式6-1による事業実績報告書に係る書類を添えて翌年度の6月末日まで(7の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
- (2) 指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式7による事業実績報告書に係る書類を添えて都道府県知事が定める日まで(7の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に都道府県知事に提出して行わなければならない。
- (3) 都道府県知事は、(2)の報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、これをとりまとめるうえ、都道府県分とあわせて厚生労働大臣に提出して行うものとする。

- (4) (1)から(3)に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式6-2による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで(7の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(国庫負担金の額の確定の通知)

- 13 都道府県知事は、指定都市又は児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金(障害児入所措置費及び障害児入所給付費等を除く。)について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し別紙様式8により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(国庫負担金の返還)

- 14 厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 (1) 端数計算の方法

障害児施設措置費国庫負担金(やむを得ない事由による措置費を除く。)における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し又はある金額に数値を乗じて計算した場合1円未満の端数を生じたときはその端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費については、処遇改善事務処理手順に定めるところによるものとする。

また、やむを得ない事由による措置費及び障害児施設給付費等国庫負担金の算定方法に基づき算定する場合並びに健康保険の療養費の算定方法に準じて算定する場合においては、その定めるところによるものとする。

- (2) 保護単価等の特例措置

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長並びに市町村長は特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価その他この交付要綱に定める支弁の要件によることが適当でないとき認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

別表 1

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 要 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 職業指導員加算分 保護単価	福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）であって、別表 6 のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合	別表 5 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（1）職業指導員加算分保護単価
2 幼児加算分保護単価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって幼児が入所している場合	別表 5 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（2）主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価
3 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設（昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。）の場合	一般分保護単価（職業指導員加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価、看護師配置加算分保護単価、児童発達支援管理責任者専任加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額）または、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部または一部を減ずることができる。）
4 指導員特別加算分	主として盲児又はろうあ児を入所させる	別表 5 の事務費の保護単価表

保護単価	福祉型障害児入所施設の場合	の2加算分保護単価の(3) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価
5 知的障害児自活訓練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受けた場合	別に定める基準により認定された保護単価
6 心理指導担当職員配置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価
7 看護師配置加算費	主として知的障害のある児童、盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5) 看護師配置加算分保護単価
8 児童発達支援管理責任者専任加算費	福祉型障害児入所施設であって、別表6及び7のその施設の職員の定数表に掲げる「児童発達支援管理責任者」が専任で配置されている場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(6) 児童発達支援管理責任者専任加算分保護単価
9 小規模グループケア加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(7) 小規模グループケア加算分保護単価



(2)	ア	福祉型障害児入所施設の措置児童	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>(1) 福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。</p> <p>算式(1)</p> $47,340円 \times \text{その月の初日の措置児童数}$ <p>算式(2)</p> <p>次の表の重度加算費月額保護単価 <math>\times</math> その月初日の別に定める基準による重度措置児童数</p> <p>重度障害児支援加算費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <p>① 民間施設給与等改善費の支給対象施設 (平成25年4月～平成26年3月分) 及び公立施設 (民間給与等改善費の対象外施設 (以下「公立施設」という。)) (平成25年4月～6月) の単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害種別</th> <th colspan="2">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知的障害児</td> <td>25%加算分</td> <td>46,900円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>56,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自閉症児</td> <td>25%加算分</td> <td>46,900円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>56,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盲児</td> <td>25%加算分</td> <td>45,080円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>54,080円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ろうあ児</td> <td>25%加算分</td> <td>40,790円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>48,940円</td> </tr> </tbody> </table>	障害種別	月額		知的障害児	25%加算分	46,900円	30%加算分	56,300円	自閉症児	25%加算分	46,900円	30%加算分	56,300円	盲児	25%加算分	45,080円	30%加算分	54,080円	ろうあ児	25%加算分	40,790円	30%加算分	48,940円
	障害種別	月額																									
知的障害児	25%加算分	46,900円																									
	30%加算分	56,300円																									
自閉症児	25%加算分	46,900円																									
	30%加算分	56,300円																									
盲児	25%加算分	45,080円																									
	30%加算分	54,080円																									
ろうあ児	25%加算分	40,790円																									
	30%加算分	48,940円																									
イ	福祉型障害児入所施設の措置児童等であつて、別に定める基準により重度障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等																									
生活費	諸費																										

肢体不自由児	56,300円
--------	---------

② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）  
の単価

障害種別	月額	
知的障害児	25%加算分	45,660円
	30%加算分	54,780円
自閉症児	25%加算分	45,660円
	30%加算分	54,780円
盲児	25%加算分	43,890円
	30%加算分	52,650円
ろうあ児	25%加算分	39,760円
	30%加算分	47,690円
肢体不自由児	54,780円	

ウ 強度行動障害特別処遇加算費

主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の措置児童であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児

その児童の監護及び日常諸経費等

算式(3)

強度行動障害特別処遇加算費月額保護単価

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年4月～平成26年3月分）及び公立施設（平成25年4月～6月）の単価

$224,130円 \times \text{その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数}$

② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）の単価

$214,940円 \times \text{その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数}$

エ 重度加算費

その児童

算式(4)

	<p>重度重複障害児加算費</p>	<p>の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの</p>	<p>の監護及び日常諸経費等</p>	<p>重度重複障害児受入加算費月額保護単価</p> <p>① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価 31,800円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p> <p>② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価 30,400円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p>
	<p>才 被 虐 待 児 受 入 加 算 費</p>	<p>障害児入所施設及び指定医療機関に入所する措置児童であって、別に定める基準により虐待を受けていたものと認定された児童</p>	<p>その児童の監護及び日常諸経費等</p>	<p>算式(5) 被虐待児受入加算費月額保護単価37,800円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数</p>
<p>(3) 肢 体 不 自</p>	<p>ア 点 数 分</p>	<p>主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童</p>	<p>施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費</p>	<p>次の算式(1)から(9)により算定した額の合算額。</p> <p>算式(1) ア その措置児童等が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成24年厚生労働省告示第76号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費</p>

由  
児  
基  
本  
分  
措  
置  
費

用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額。

イ アに該当しない措置児童については、診療報酬の算定方法に準じて算定した額

算式(2)

保健衛生費月額保護単価 360円×その月初日の措置児童数

算式(3)

次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額保護単価×その月初日の措置児童数(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

保育士等加算費保護単価表（措置児童1人当たり月額）

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年4月～平成26年3月分）及び公立施設（平成25年4月～6月）の単価

措置児童数		50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで
A欄	基本分	円 26,630	円 25,950	円 25,350	円 24,690	円 24,040
B欄	加算分	2,320	2,250	2,210	2,130	2,070
措置児童数		91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで
A欄	基本分	円 23,390	円 23,150	円 22,970	円 22,700	円 22,530

B欄	加算分	2,060	2,010	2,010	1,990	1,950
措置児童数		141人から 150人まで	151人から 160人まで	161人から 170人まで	171人から 180人まで	181人から 190人まで
A欄	基本分	円 22,350	円 22,190	円 22,080	円 21,970	円 21,880
B欄	加算分	1,970	1,940	1,920	1,910	1,910
措置児童数		191人から 200人まで	201人以上			
A欄	基本分	円 21,770	円 21,710			
B欄	加算分	1,910	1,880			

② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）の単価

措置児童数		50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで	81人 から 90人 まで
A欄	基本分	円 25,790	円 25,130	円 24,540	円 23,900	円 23,280
B欄	加算分	2,250	2,180	2,140	2,060	2,000
措置児童数		91人から 100人まで	101人から 110人まで	111人から 120人まで	121人から 130人まで	131人から 140人まで

A 欄	基本分	円 22,650	円 22,420	円 22,240	円 21,990	円 21,830
B 欄	加算分	1,990	1,950	1,940	1,920	1,890
措置児童数		141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A 欄	基本分	円 21,640	円 21,490	円 21,380	円 21,280	円 21,200
B 欄	加算分	1,910	1,870	1,860	1,850	1,850
措置児童数		191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基本分	円 21,070	円 21,020			
B 欄	加算分	1,850	1,820			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left( \begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{その月} \\ \text{初日の} \\ \text{措置乳} \\ \text{幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。

乳幼児保育士等加算費保護単価表

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価

	A 欄	B 欄
基本分	20,180円	1,770円

② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価

	A 欄	B 欄
基本分	19,540円	1,710円

算式(4)

日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日の措置児童数

算式(5)

指導訓練材料費月額保護単価 420円×その月初日の措置児童数

算式(6)

看護代替要員費月額保護単価 160円×その月初日の措置児童数

算 式(7)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価310円×その月初日の措置児童数各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「同法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算 式(8)

児童発達支援管理責任者専任加算月額保護単価

ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。

- ① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価

$7,520円 \times \text{その月初日の措置児童数}$

- ② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価

$7,270円 \times \text{その月初日の措置児童数}$

算 式(9)

小規模グループケア加算分月額保護単価

- ① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価

$73,050円 \times \text{その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数}$

- ② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価

				<p>70,550円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、医療費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)まで、(17)及び(18)の費目の項に定めるところによる</p>	
	イ 点 数 分 以 外 の 分	(ア) 重 度 障 害 児 支 援 加 算 費	別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童	その児童の看護及び日常諸経費等	<p>重度障害児支援加算費月額保護単価</p> <p>① 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年4月～平成26年3月分）及び公立施設（平成25年4月～6月）の単価 56,300円×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数</p> <p>② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）の単価 54,780円×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数</p>
(4) 肢 体 不 自	主として肢体不自由児を入所させる指定医療機関の措置児童			施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(6)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1) (医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額</p> <p>算式(2) (日用品費分) 日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日の措置児童数</p>

由  
児  
療  
育  
費

算式(3) (保育士等加算費分)

保育士等加算費月額保護単価

- ① 平成25年4月～6月の単価  
20,180円×その月初日の措置児童数
- ② 平成25年7月～平成26年3月の単価  
19,540円×その月初日の措置児童数

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。

乳幼児保育士等加算費月額保護単価

- ① 平成25年4月～6月の単価  
20,180円×その月初日の措置乳幼児数
- ② 平成25年7月～平成26年3月の単価  
19,540円×その月初日の措置乳幼児数

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。

算式(4)

(重度障害児支援加算費分)

重度障害児支援加算費月額保護単価

- ① 平成25年4月～6月の単価  
56,300円×その月初日の措置児童数 (すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。)
- ② 平成25年7月～平成26年3月の単価  
54,780円×その月初日の措置児童数 (すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。)

算式(5)

指導訓練材料費月額保護単価 420円×その月

			<p>初日の措置児童数</p> <p>算式(6)</p> <p>特別訓練費月額保護単価 800円×その月初日において15歳をこえた児童であって、教育費又は、特別育成費を支弁されない措置児童数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、他の病院で医療をうける場合については医療費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(5)	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(9)までにより算定した額の合算額。</p> <p>算式(1) (医療費分)</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額</p> <p>算式(2) (保健衛生費分)</p> <p>保健衛生費月額保護単価 360円×その月初日の措置児童数</p> <p>算式(3) (保育士等加算費)</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{次の表のA欄に掲げ} \\ \text{る保育士等加算加算} \\ \text{費月額保護単価} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童数} \end{array} \right]$ <p>(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)</p>
自閉症児基本分			

措  
置  
費

保育士等加算費保護価表（措置児童 1 人当たり月額）

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年 4 月～平成26年 3 月分）  
及び公立施設（平成25年 4 月～ 6 月）の単価

措置児童数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A 欄	基本分	円 70,950	円 69,980	円 68,940	円 67,920	円 66,890
B 欄	加算分	6,280	6,210	6,090	6,030	5,910
措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A 欄	基本分	円 66,500	円 66,190	円 65,850	円 65,460	
B 欄	加算分	5,900	5,880	5,830	5,800	

② 公立施設（平成25年 7 月～平成26年 3 月）の単価

措置児童数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A 欄	基本分	円 68,690	円 67,780	円 66,810	円 65,830	円 64,840
B 欄	加算分	6,090	6,020	5,900	5,850	5,730

措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上
A 欄	基本分	円 64,480	円 64,200	円 63,860	円 63,500
B 欄	加算分	5,720	5,700	5,650	5,630

算式(4) (日用品費分)

日用品費月額保護単価 18,570円 × その月初日の措置児童数

算式(5) (看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160円 × その月初日の措置児童数

算式(6) (重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価 × その月初日の別に定める基準による重度措置児童数

重度障害児支援加算費保護単価表

(措置児童1人当たり)

- ① 民間施設給与等改善費の支給対象施設 (平成25年4月～平成26年3月分) 及び公立施設 (平成25年4月～6月) の単価

区分	保護単価 (月額)
25%加算分	46,900円
30%加算分	56,300円

② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）  
の単価

区 分	保護単価（月額）
25%加算分	45,660円
30%加算分	54,780円

算 式（7）（スプリンクラー保守管理等費分）  
スプリンクラー保守管理等費月額保護単価  
（40人以下施設） 930円×その月初日の措置児童数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設（地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。）

算 式（8）

児童発達支援管理責任者専任加算月額保護単価

ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。

- ① 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年4月～平成26年3月分）及び公立施設（平成25年4月～6月）の単価  
7,520円×その月初日の措置児童数

- ② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）  
の単価  
7,270円×その月初日の措置児童数

算 式（9）

小規模グループケア加算分月額保護単価

- ① 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年4月～平成26年3月分）及び公立施設（平成25年4月～6月）の単価  
73,050円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児

			<p>童数</p> <p>② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）の単価 70,550円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数</p> <p>（注）この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費並びに他の病院で医療を受ける場合については医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の（7）から（15）及び（17）並びに（18）の費目の項に定めるところによる。</p>
（6） 重 症  心 身 障 害 児	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式（1）から算式（8）までにより算定した額の合算額。</p> <p>算式（1）（医療費分） 各月の支弁額の算式は、この表の（3）のアの「肢体不自由児基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の（1）の算式（1）に定めるところに準じて算定した額</p> <p>算式（2）（指導費分） 指導費月額保護単価</p> <p>① 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年4月～平成26年3月分）及び公立施設（平成25年4月～6月）の単価 230,670円×その月初日の措置児童数</p> <p>② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）の単価 223,240円×その月初日の措置児童数</p>

療  
育  
費

算 式(3) (日用品費分)

日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日の措置児童数

算 式(4) (看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160円×その月初日の措置児童数 (指定医療機関に入所させる場合は除く。)

算 式(5) (療育訓練費分)

療育訓練費月額保護単価 420円×その月初日の措置児童数

算 式(6) (スプリンクラー保守管理等費分)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価  
310円×その月初日の措置児童数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設 (地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算 式(7)

児童発達支援管理責任者専任加算月額保護単価

ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。

- ① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価

7,520円×その月初日の措置児童数

- ② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価

7,270円×その月初日の措置児童数

算 式(8)

小規模グループケア加算分月額保護単価

- ① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平

			<p>成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価  <math>73,050円 \times \text{その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数}</math></p> <p>② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価  <math>70,550円 \times \text{その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数}</math></p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費並びに他の病院で医療を受ける場合については医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>								
<p>(7) 教育費</p>	<p>障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。</p>	<p>次に掲げる経費  (1) その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等代  (2) 教材代  (3) 通</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額。  ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。  なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1)  次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p> <p>教育費保護単価表(措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="820 1906 1445 2063"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部				
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								

		学のための交通費 (4)その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<table border="1" data-bbox="820 152 1444 264"> <tr> <td>保護単価 (月額)</td> <td>円 2,110</td> <td>円 4,180</td> <td>円 4,180</td> </tr> </table> <p>算式(2) その施設のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額</p> <p>算式(3) その施設のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるもの(その児童(重症心身障害児を除く。))が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。)があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4) 特別加算費年額保護単価 59,500円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p>	保護単価 (月額)	円 2,110	円 4,180	円 4,180
保護単価 (月額)	円 2,110	円 4,180	円 4,180				
(8)	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設のその月におけるその措置児童が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額の合算額				
(9)	障害児入所施設及	その児	次の算式により算定した額の合算額				

見 学 旅 行 費	び指定医療機関の措置児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「修学旅行」をいう。）に参加するもの。	童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	<p>算式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p> <p>見学旅行費保護単価表（措置児童1人当たり）</p> <table border="1" data-bbox="836 456 1430 943"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)	108,200円
学年別	保護単価 (年額)										
小学校第6学年	20,600円										
中学校第3学年	55,900円										
特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)	108,200円										
(10) 入 進 学 支 度 金	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際し必要な学童用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式</p> <p>次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="820 1473 1445 1816"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年進学児童	46,100円		
学 年 別	保護単価 (年額)										
小学校第1学年入学児童	39,500円										
中学校第1学年進学児童	46,100円										
(11) 特	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、別に定めると	次に掲げる経費 (1)そ	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費として支弁する。								

<p>別 育 成 費</p>	<p>ころにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。</p>	<p>の児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代学用品費等の教科学習費、通学費等 (2)その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等</p>	<p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数</p> <p>特別育成費保護単価表(措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="908 407 1385 745"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,270円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>32,970円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) 特別加算費年額保護単価 59,500円×高等学校第1学年入学措置児童数</p>	公私別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円
公私別	保護単価 (月額)								
国・公立高等学校	22,270円								
私立高等学校	32,970円								
<p>(12) 夏 季 等 特 別</p>	<p>障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間</p>	<p>その児童の夏季等特別行事に参加するのに必要な交通費等</p>	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,000円×夏季等特別行事参加措置児童数</p>						

<p>行事費</p>	<p>学校等の行事に参加するもの。</p>		
<p>(13) 期末一時扶助費</p>	<p>障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童</p>	<p>その児童の年末における被服等の購入費</p>	<p>次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式          期末一時扶助費年額保護単価 5,070円×12月初日の措置児童数</p>
<p>(14) 医療費</p>	<p>障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁が必要と認められるもの。</p>	<p>その児童等の医療に必要な経費</p>	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式          その施設のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額          なお、その児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の給付の取扱いの場合に準じて支弁して差支えない。</p>
<p>(15) 職業補</p>	<p>障害児入所施設の措置児童（重症心身障害児を除く。）であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの。</p>	<p>次に掲げる経費          (1)その児童の交通費          (2)そ</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式(1)          その施設のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費</p>

導 費		の児童 に係る 教科書 代等	算 式(2) 職業補導費月額保護単価 4,800円×その月の 職業補導機関に通っている措置児童数												
(16) 児 童 用 採 暖 費	福祉型障害児入所 施設の措置児童	その児 童の冬 期の採 暖に必 要な経 費	次の算式によって算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から 翌年3月分までに限る。  算 式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価× その月初日の措置児童数  児童用採暖費保護単価表（措置児童1人当たり）  <table border="1" data-bbox="448 891 1444 1229"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 891 778 1084">施設種別 地別</th> <th data-bbox="778 891 911 1084">5 級 地</th> <th data-bbox="911 891 1043 1084">4 級 地</th> <th data-bbox="1043 891 1176 1084">3 級 地</th> <th data-bbox="1176 891 1308 1084">2 級 地</th> <th data-bbox="1308 891 1444 1084">その他の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1084 778 1229">福祉型障害児入所施設</td> <td data-bbox="778 1084 911 1229">円 6,820</td> <td data-bbox="911 1084 1043 1229">円 5,220</td> <td data-bbox="1043 1084 1176 1229">円 3,380</td> <td data-bbox="1176 1084 1308 1229">円 2,520</td> <td data-bbox="1308 1084 1444 1229">円 1,260</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="408 1263 1458 1435">(注) 児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等 の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日） 前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条に規定する級地区分を使用 すること。</p>	施設種別 地別	5 級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	その他の地域	福祉型障害児入所施設	円 6,820	円 5,220	円 3,380	円 2,520	円 1,260
施設種別 地別	5 級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	その他の地域										
福祉型障害児入所施設	円 6,820	円 5,220	円 3,380	円 2,520	円 1,260										
(17) 就 職 支 度 費	障害児入所施設の 措置児童（重症心 身障害児を除く。） であって、その児 童が就職するため その入所の措置が 解除されることと なったもの。	(1)そ の児童 の就職 に際し 必要な 寝 具 類、被 服類等 の購入 費 (2)そ の児童	次の算式(1)によって算定した額とし、入所措 置が解除される日の属する月の措置費として支弁 する。ただし、別に定める基準に該当する場合に おいては、算式(2)によって算定した額を加算す る。  算 式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 79,000円×そ の月の就職による措置解除児童数  算 式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価												

		の就職に際し必要な住居費、生活費等	137,510円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数
(18)	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という。）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	<p>次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の総額が 153,900円をこえる場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が 450円をこえるときはそのこえる額を、自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760円をこえるときは 8,940円の範囲内においてそのこえる額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費 1 件当たり保護単価 153,900円×死亡児数</p>

別表 3

費目の種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準額 第3欄
(1) 障害児入所給付費	法第24条の2に規定する障害児入所給付費の支給に要した費用	法第24条の2の規定に基づき、指定入所支援費用基準額につき算定した障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 高額障害児入所給付費	法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 特定入所障害児食費等給付費	法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(4) 障害児入所医療費	法第24条の20に規定する障害児入所医療費の支給に要した費用	法第24条の20の規定に基づき算定した障害児入所医療費の額から同法第24条の22に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(5) 障害児通所給付費	法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の支給に要した費用	法第21条の5の3の規定に基づき、指定通所支援費用基準額につき算定した障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(6) 特例障害児通所給付費	法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費の支給に要した費用	法第21条の5の4の規定に基づき算定した特例障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(7)	法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付	児童福祉法施行令第25条の5の規定に基づき算定した高額障害児通所給付費の

高額障害児 通所給付費	費の支給に要した費用	支給に要した費用の額（その費用のための 寄付金その他の収入があるときは、当 該収入の額を控除した額）
(8) 肢体不自由 児通所医療 費	法第21条の5の28に規定 する肢体不自由児通所医 療費の支給に要した費用	法第21条の5の28の規定に基づき算定 した肢体不自由児通所医療費の額から同 法第21条の5の30に基づき給付を行わな いとした額を控除して得た額（その費用 のための寄付金その他の収入があるとき は、当該収入の額を控除した額）
(9) 障害児相談 支援給付費	法第24条の26に規定する 障害児相談支援給付費の 支給に要した費用	法第24条の26の規定に基づき算定した 障害児相談支援給付費の支給に要した費 用の額（その費用のための寄付金その 他の収入があるときは、当該収入の額を 控除した額）
(10) 特例障害児相 談支援給付費	法第24条の27に規定する 特例障害児相談支援給付 費の支給に要した費用	法第21条の27の規定に基づき算定した 特例障害児相談支援給付費の支給に要し た費用の額（その費用のための寄付金そ の他の収入があるときは、当該収入の額 を控除した額）

障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		入所施設
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,500
C 2	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 所得割の額がある世帯	6,600
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 15,000円以下	9,000
D 2	15,001円から40,000円まで	13,500
D 3	40,001円から70,000円まで	18,700
D 4	70,001円から183,000円まで	29,000

D 5	183,001円から403,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円をこえるときは41,200円とする。）
D 6	403,001円から703,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円をこえるときは54,200円とする。）
D 7	703,001円から1,078,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円をこえるときは68,700円とする。）
D 8	1,078,001円から1,632,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円をこえるときは85,000円とする。）
D 9	1,632,001円から2,303,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円をこえるときは102,900円とする。）
D 10	2,303,001円から3,117,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円をこえるときは122,500円とする。）

D 11	3,117,001円から4,173,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円をこえるときは143,800円とする。）
D 12	4,173,001円から5,334,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円をこえるときは166,600円とする。）
D 13	5,334,001円から6,674,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が191,200円をこえるときは191,200円とする。）
D 14	6,674,001円以上	全 額 徴 収

備  
考

- この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。  
 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- この表のD 1～D 14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。  
 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。  
 （1） 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）

- る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

- 3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定医療機関(入所に限る。)をいう。
- 4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。
- ① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯
- ② 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- ③ 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。)又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
- ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
- イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。
- ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- ④ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。
- 5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

別表5 障害児入所施設事務費の保護単価（児童1人当たり）表

## 1 一般分保護単価

(1) 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年4月～平成26年3月分）及び公立施設（平成25年4月～6月）の単価

## ①-1 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	249,340	244,310	239,310	236,680	233,180	229,740	224,490	219,250
31～40	210,060	205,820	201,560	199,360	196,430	193,470	189,080	184,670
41～50	189,070	185,270	181,430	179,450	176,810	174,120	170,130	166,110
51～60	182,820	179,070	175,350	173,400	170,780	168,170	164,330	160,380
61～70	176,570	172,940	169,320	167,450	164,870	162,340	158,610	154,820
71～80	168,410	164,950	161,470	159,600	157,210	154,760	151,210	147,590
81～90	164,190	160,810	157,380	155,650	153,290	150,910	147,400	143,850
91～100	158,120	154,830	151,540	149,800	147,530	145,210	141,840	138,370
101～110	157,220	153,960	150,690	149,010	146,730	144,430	141,070	137,650
111～120	156,430	153,190	149,950	148,260	145,950	143,700	140,340	136,950
121～130	155,660	152,410	149,200	147,470	145,220	142,980	139,600	136,240
131～140	154,860	151,620	148,430	146,740	144,460	142,250	138,870	135,510
141～150	154,050	150,850	147,650	145,960	143,730	141,470	138,140	134,780
151～160	152,970	149,790	146,580	144,940	142,740	140,540	137,110	133,780
161～170	151,870	148,700	145,510	143,940	141,670	139,470	136,190	132,800
171～180	150,800	147,650	144,490	142,810	140,670	138,500	135,180	131,880
181～190	149,610	146,510	143,360	141,760	139,590	137,400	134,150	130,840
191人以上	148,530	145,410	142,330	140,710	138,530	136,400	133,160	129,920

## ①-2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	495,670	485,110	474,550	468,960	461,680	454,440	443,410	432,300
11～20	323,790	316,850	309,930	306,300	301,500	296,620	289,380	282,120

## ①-3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	202,530	198,600	194,670	192,640	189,850	187,160	183,100	178,990
11～20	178,110	174,450	170,790	168,830	166,280	163,690	159,980	156,090

② 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	248,320	242,510	236,680	233,930	230,490	227,280	221,980	216,670
31～40	230,270	224,860	219,410	216,900	213,710	210,730	205,870	200,960
41～50	221,890	216,560	211,190	208,650	205,360	202,350	197,430	192,480
51～60	211,810	206,780	201,740	199,280	196,170	193,230	188,560	183,790
61～70	201,060	196,460	191,900	189,670	186,860	184,180	179,920	175,620
71人以上	191,910	187,560	183,250	181,160	178,440	175,860	171,740	167,630

③-1 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	231,610	227,010	222,330	219,900	216,660	213,490	208,640	203,790
31～35	205,840	201,660	197,480	195,290	192,410	189,550	185,180	180,840
36～40	190,590	186,740	182,920	180,870	178,220	175,570	171,590	167,600
41～50	169,420	165,990	162,560	160,790	158,390	156,030	152,430	148,860
51～60	163,850	160,570	157,220	155,540	153,210	150,890	147,370	143,910
61～70	158,630	155,370	152,170	150,470	148,190	145,950	142,580	139,230
71～80	153,430	150,300	147,160	145,530	143,320	141,140	137,830	134,570
81～90	148,260	145,200	142,140	140,550	138,410	136,310	133,080	129,910
91人以上	143,060	140,090	137,110	135,620	133,520	131,430	128,390	125,290

③-2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	551,010	539,210	527,380	521,230	513,000	504,770	492,450	480,060
6～10	496,120	485,540	474,940	469,450	462,080	454,700	443,600	432,520
11～15	367,730	359,670	351,450	346,130	340,730	335,330	327,100	318,950
16～20	304,260	297,460	290,690	286,270	281,680	277,130	270,370	263,550
21～25	261,580	255,750	249,870	246,090	242,120	238,170	232,310	226,500
26～30	232,850	228,050	223,150	219,900	216,640	213,490	208,640	203,790
31～35	207,580	203,200	198,860	195,920	193,060	190,140	185,740	181,420
36～40	191,580	187,530	183,550	180,790	178,170	175,470	171,470	167,490
41～50	178,510	174,700	170,900	168,310	165,790	163,290	159,490	155,660
51～60	164,240	160,770	157,310	155,010	152,690	150,380	146,890	143,480
61～70	158,900	155,540	152,190	149,910	147,650	145,430	142,040	138,700
71～80	153,750	150,450	147,170	144,950	142,760	140,550	137,250	134,010
81～90	148,530	145,320	142,160	139,990	137,860	135,780	132,550	129,390
91人以上	143,580	140,480	137,370	135,310	133,210	131,150	128,080	124,980

③-3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	285,720	280,290	274,880	272,050	268,240	264,500	258,840	253,210
6～10	198,160	194,220	190,280	188,220	185,450	182,730	178,620	174,530
11～15	167,150	163,740	160,320	158,590	156,180	153,830	150,290	146,710
16～20	153,550	150,360	147,170	145,480	143,270	141,050	137,720	134,390
21～25	143,740	140,740	137,750	136,230	134,070	131,960	128,920	125,820
26～30	135,620	132,770	129,930	128,410	126,430	124,510	121,480	118,540

④-1 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	229,490	224,870	220,230	217,830	214,610	211,470	206,550	201,770
31 ~ 35	203,960	199,820	195,690	193,510	190,620	187,770	183,420	179,140
36 ~ 40	189,530	185,710	181,880	179,870	177,210	174,570	170,560	166,610
41 ~ 50	168,510	165,070	161,690	159,960	157,580	155,170	151,560	147,980
51 ~ 60	163,120	159,810	156,460	154,780	152,480	150,130	146,650	143,170
61 ~ 70	157,940	154,710	151,460	149,790	147,540	145,260	141,900	138,510
71 ~ 80	152,830	149,710	146,560	144,930	142,740	140,570	137,260	133,990
81 ~ 90	147,760	144,730	141,660	140,140	137,990	135,850	132,680	129,480
91人以上	142,680	139,700	136,740	135,190	133,120	131,070	127,980	124,880

④-2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	545,480	533,700	521,870	515,750	507,530	499,450	487,160	474,790
6 ~ 10	490,750	480,200	469,610	464,070	456,770	449,480	438,470	427,450
11 ~ 15	362,210	354,400	346,560	342,470	337,060	331,620	323,390	315,350
16 ~ 20	300,890	294,370	287,860	284,450	279,930	275,400	268,590	261,770
21 ~ 25	260,710	255,060	249,410	246,500	242,530	238,550	232,700	226,780
26 ~ 30	229,550	224,910	220,290	217,810	214,610	211,450	206,580	201,770
31 ~ 35	203,970	199,850	195,690	193,550	190,660	187,770	183,420	179,140
36 ~ 40	189,540	185,740	181,880	179,930	177,250	174,570	170,560	166,610
41 ~ 50	168,550	165,120	161,710	159,990	157,570	155,200	151,570	147,980
51 ~ 60	163,110	159,810	156,480	154,770	152,460	150,140	146,650	143,170
61 ~ 70	157,970	154,710	151,470	149,830	147,540	145,290	141,910	138,510
71 ~ 80	152,860	149,730	146,560	144,940	142,750	140,540	137,280	133,990
81 ~ 90	147,780	144,730	141,660	140,130	137,980	135,840	132,670	129,480
91人以上	142,660	139,720	136,740	135,200	133,140	131,080	128,010	124,880

④-3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、ろうあ児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	284,660	279,280	273,890	271,090	267,310	263,590	257,900	252,370
6 ~ 10	197,690	193,730	189,790	187,700	184,980	182,250	178,150	174,050
11 ~ 15	167,060	163,680	160,270	158,520	156,120	153,790	150,230	146,690
16 ~ 20	154,360	151,140	147,940	146,240	144,020	141,760	138,440	135,070
21 ~ 25	143,490	140,460	137,440	135,880	133,760	131,670	128,580	125,390
26 ~ 30	136,080	133,220	130,370	128,900	126,920	124,980	121,930	118,950

⑤ 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	237,430	232,530	227,620	225,040	221,660	218,280	213,100	207,990
51 ~ 60	234,310	229,270	224,230	221,560	218,090	214,550	209,350	204,020
61 ~ 70	228,610	223,900	219,140	216,670	213,410	210,140	205,190	200,200
71人以上	224,280	219,640	215,050	212,630	209,460	206,260	201,400	196,540

(2) 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）の単価

①-1 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	240,800	235,940	231,140	228,620	225,270	221,960	216,910	211,850
31～40	202,900	198,810	194,730	192,610	189,800	186,940	182,740	178,470
41～50	182,610	178,960	175,270	173,360	170,820	168,230	164,390	160,520
51～60	176,630	173,010	169,430	167,550	165,010	162,520	158,800	155,030
61～70	170,450	166,950	163,470	161,680	159,190	156,760	153,170	149,530
71～80	162,580	159,230	155,890	154,110	151,790	149,440	146,030	142,540
81～90	158,470	155,210	151,930	150,250	147,990	145,690	142,320	138,890
91～100	152,660	149,480	146,320	144,670	142,460	140,230	136,990	133,660
101～110	151,810	148,650	145,510	143,890	141,680	139,470	136,240	132,950
111～120	151,010	147,880	144,770	143,120	140,940	138,760	135,520	132,260
121～130	150,310	147,170	144,090	142,430	140,260	138,090	134,850	131,600
131～140	149,520	146,410	143,310	141,690	139,510	137,360	134,130	130,880
141～150	148,710	145,650	142,540	140,940	138,790	136,610	133,410	130,170
151～160	147,710	144,630	141,550	139,990	137,860	135,740	132,440	129,230
161～170	146,640	143,590	140,510	139,020	136,840	134,710	131,540	128,280
171～180	145,600	142,560	139,510	137,910	135,830	133,760	130,560	127,370
181～190	144,440	141,440	138,410	136,860	134,800	132,680	129,540	126,370
191人以上	143,400	140,370	137,420	135,850	133,750	131,710	128,570	125,470

①-2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	478,190	468,100	457,960	452,610	445,580	438,640	428,090	417,450
11～20	312,830	306,160	299,490	295,990	291,380	286,670	279,700	272,710

①-3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	195,550	191,820	188,060	186,110	183,460	180,880	176,990	173,070
11～20	172,340	168,840	165,310	163,450	160,990	158,510	154,930	151,180

② 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	239,540	233,960	228,360	225,700	222,410	219,380	214,350	209,220
31～40	222,290	217,060	211,830	209,400	206,350	203,530	198,920	194,170
41～50	214,180	209,050	203,890	201,440	198,270	195,420	190,730	185,960
51～60	204,530	199,700	194,830	192,460	189,470	186,680	182,210	177,630
61～70	194,110	189,690	185,290	183,140	180,460	177,890	173,810	169,680
71人以上	185,280	181,080	176,920	174,920	172,290	169,860	165,890	161,960

③-1 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	223,590	219,160	214,670	212,340	209,240	206,180	201,510	196,850
31 ~ 35	198,630	194,630	190,600	188,500	185,740	182,980	178,780	174,630
36 ~ 40	184,030	180,340	176,660	174,710	172,150	169,600	165,780	161,960
41 ~ 50	163,700	160,390	157,090	155,380	153,080	150,810	147,340	143,910
51 ~ 60	158,240	155,070	151,850	150,240	148,000	145,750	142,380	139,030
61 ~ 70	153,060	149,940	146,840	145,220	143,030	140,880	137,620	134,410
71 ~ 80	148,120	145,090	142,090	140,520	138,380	136,290	133,100	129,970
81 ~ 90	143,080	140,150	137,190	135,680	133,610	131,590	128,490	125,420
91人以上	138,060	135,180	132,330	130,890	128,870	126,860	123,940	120,950

③-2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	531,080	519,770	508,410	502,540	494,660	486,770	474,980	463,040
6 ~ 10	478,580	468,420	458,290	453,040	445,930	438,850	428,230	417,610
11 ~ 15	354,940	347,200	339,300	334,200	329,030	323,810	315,920	308,080
16 ~ 20	293,470	286,940	280,440	276,200	271,780	267,440	260,950	254,390
21 ~ 25	252,410	246,810	241,190	237,540	233,700	229,920	224,300	218,710
26 ~ 30	224,780	220,170	215,460	212,340	209,220	206,180	201,510	196,850
31 ~ 35	200,260	196,050	191,890	189,050	186,310	183,510	179,280	175,150
36 ~ 40	184,980	181,110	177,270	174,630	172,100	169,510	165,660	161,850
41 ~ 50	172,480	168,810	165,150	162,640	160,230	157,830	154,170	150,480
51 ~ 60	158,610	155,270	151,940	149,730	147,490	145,250	141,920	138,620
61 ~ 70	153,320	150,100	146,860	144,690	142,500	140,370	137,100	133,890
71 ~ 80	148,430	145,240	142,100	139,960	137,840	135,720	132,540	129,430
81 ~ 90	143,340	140,270	137,200	135,140	133,080	131,080	127,980	124,920
91人以上	138,560	135,550	132,580	130,590	128,580	126,590	123,640	120,650

③-3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	276,620	271,410	266,230	263,510	259,870	256,280	250,850	245,450
6 ~ 10	191,190	187,430	183,660	181,720	179,060	176,470	172,520	168,600
11 ~ 15	161,470	158,210	154,940	153,270	150,970	148,700	145,330	141,890
16 ~ 20	148,090	145,040	141,970	140,370	138,230	136,130	132,920	129,730
21 ~ 25	138,740	135,880	133,000	131,530	129,470	127,450	124,530	121,560
26 ~ 30	130,980	128,250	125,530	124,060	122,170	120,310	117,410	114,570

④-1 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	221,490	217,060	212,600	210,280	207,200	204,180	199,460	194,850
31 ~ 35	196,790	192,820	188,830	186,740	183,980	181,240	177,050	172,950
36 ~ 40	183,000	179,310	175,610	173,710	171,140	168,610	164,730	160,940
41 ~ 50	162,770	159,480	156,230	154,560	152,280	149,950	146,470	143,030
51 ~ 60	157,500	154,320	151,100	149,480	147,260	145,010	141,660	138,300
61 ~ 70	152,370	149,270	146,140	144,560	142,380	140,200	136,950	133,700
71 ~ 80	147,530	144,510	141,500	139,910	137,800	135,730	132,530	129,380
81 ~ 90	142,610	139,680	136,740	135,270	133,210	131,140	128,080	125,010
91人以上	137,680	134,820	131,960	130,470	128,480	126,500	123,530	120,540

④-2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	525,650	514,350	503,000	497,160	489,230	481,490	469,740	457,860
6 ~ 10	473,300	463,170	453,000	447,710	440,710	433,680	423,180	412,550
11 ~ 15	349,550	342,050	334,510	330,600	325,410	320,160	312,280	304,550
16 ~ 20	290,130	283,870	277,620	274,360	270,030	265,690	259,170	252,620
21 ~ 25	251,520	246,090	240,670	237,860	234,050	230,240	224,630	218,920
26 ~ 30	221,550	217,100	212,650	210,240	207,200	204,160	199,480	194,850
31 ~ 35	196,800	192,850	188,850	186,800	184,000	181,240	177,070	172,950
36 ~ 40	182,990	179,340	175,630	173,770	171,170	168,610	164,750	160,940
41 ~ 50	162,820	159,530	156,230	154,590	152,250	149,980	146,460	143,030
51 ~ 60	157,490	154,310	151,110	149,470	147,230	145,020	141,660	138,300
61 ~ 70	152,400	149,270	146,150	144,560	142,380	140,210	136,960	133,700
71 ~ 80	147,540	144,530	141,480	139,920	137,800	135,700	132,540	129,380
81 ~ 90	142,610	139,680	136,740	135,260	133,190	131,130	128,080	125,010
91人以上	137,640	134,800	131,950	130,470	128,500	126,510	123,560	120,540

④-3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、ろうあ児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	275,560	270,400	265,240	262,560	258,950	255,380	249,910	244,610
6 ~ 10	190,720	186,940	183,200	181,200	178,570	175,960	172,050	168,140
11 ~ 15	161,380	158,150	154,880	153,200	150,910	148,660	145,260	141,870
16 ~ 20	148,840	145,780	142,690	141,080	138,940	136,790	133,600	130,380
21 ~ 25	138,470	135,580	132,690	131,180	129,160	127,150	124,170	121,110
26 ~ 30	131,420	128,670	125,940	124,520	122,630	120,750	117,840	114,970

⑤ 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	229,660	224,910	220,160	217,670	214,400	211,150	206,160	201,220
51 ~ 60	226,590	221,720	216,860	214,280	210,920	207,520	202,510	197,360
61 ~ 70	221,170	216,630	212,030	209,630	206,490	203,320	198,530	193,730
71人以上	216,950	212,470	208,050	205,730	202,640	199,570	194,860	190,160

2 加算分保護単価

(1) 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年4月～平成26年3月分）及び公立施設（平成25年4月～6月）の単価

①-1 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,520	15,200	14,880	14,740	14,480	14,210	13,910	13,570
31～40	12,460	12,200	11,930	11,810	11,620	11,420	11,140	10,860
41～50	9,260	9,070	8,870	8,770	8,640	8,500	8,300	8,090
51～60	8,380	8,210	8,030	7,950	7,810	7,680	7,500	7,300
61～70	7,400	7,240	7,100	7,020	6,910	6,810	6,660	6,500
71～80	6,470	6,330	6,210	6,150	6,040	5,940	5,790	5,680
81～90	5,550	5,440	5,330	5,260	5,150	5,050	4,970	4,880
91～100	4,610	4,510	4,410	4,340	4,290	4,220	4,140	4,020
101～110	4,310	4,220	4,120	4,030	3,970	3,930	3,840	3,750
111～120	3,970	3,900	3,800	3,790	3,700	3,620	3,560	3,430
121～130	3,620	3,550	3,480	3,480	3,410	3,360	3,280	3,180
131～140	3,330	3,260	3,190	3,170	3,120	3,080	2,990	2,940
141～150	3,060	2,990	2,910	2,900	2,860	2,800	2,740	2,650
151～160	2,930	2,870	2,810	2,790	2,750	2,700	2,650	2,580
161～170	2,850	2,800	2,740	2,700	2,650	2,590	2,550	2,480
171～180	2,780	2,720	2,650	2,610	2,560	2,510	2,460	2,380
181～190	2,660	2,610	2,550	2,520	2,470	2,430	2,380	2,330
191人以上	2,520	2,450	2,420	2,400	2,370	2,330	2,260	2,220

①-2 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	47,210	46,160	45,110	44,550	43,860	43,160	42,060	40,940
11～20	23,510	22,990	22,480	22,190	21,830	21,520	20,970	20,410

①-3 職業指導員加算分保護単価

(主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	94,530	92,470	90,360	89,250	87,820	86,360	84,220	81,980
6～10	47,210	46,160	45,110	44,550	43,860	43,160	42,060	40,940
11～15	31,430	30,730	30,030	29,680	29,170	28,700	27,990	27,240
16～20	23,510	22,990	22,480	22,190	21,830	21,520	20,970	20,410
21～25	18,800	18,370	17,960	17,740	17,460	17,190	16,780	16,310
26～30	15,520	15,200	14,880	14,740	14,480	14,210	13,910	13,570

② 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	24,760	24,230	23,720	23,460	23,090	22,700	22,190	21,670

③ 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
5人	37,550
6 ～ 10	18,770
11 ～ 15	12,510
16 ～ 20	9,380
21 ～ 25	7,510
26 ～ 30	6,250
31 ～ 35	5,350

④ 心理指導担当職員配置加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	36,120	35,320	34,520	33,990	33,450	32,920	32,120	31,320
11 ～ 20	18,060	17,660	17,260	16,990	16,720	16,460	16,060	15,660
21 ～ 30	12,040	11,770	11,500	11,330	11,150	10,970	10,700	10,440
31 ～ 40	9,030	8,830	8,630	8,490	8,360	8,230	8,030	7,830
41 ～ 50	7,220	7,060	6,900	6,790	6,690	6,580	6,420	6,260
51 ～ 60	6,020	5,880	5,750	5,660	5,570	5,480	5,350	5,220
61 ～ 70	5,160	5,040	4,930	4,850	4,770	4,700	4,580	4,470
71 ～ 80	4,510	4,410	4,310	4,240	4,180	4,110	4,010	3,910
81 ～ 90	4,010	3,920	3,830	3,770	3,710	3,650	3,560	3,480
91 ～ 100	3,610	3,530	3,450	3,390	3,340	3,290	3,210	3,130
101 ～ 110	3,280	3,210	3,130	3,090	3,040	2,990	2,920	2,840
111 ～ 120	3,010	2,940	2,870	2,830	2,780	2,740	2,670	2,610
121 ～ 130	2,770	2,710	2,650	2,610	2,570	2,530	2,470	2,400
131 ～ 140	2,580	2,520	2,460	2,420	2,390	2,350	2,290	2,230
141 ～ 150	2,400	2,350	2,300	2,260	2,230	2,190	2,140	2,080
151 ～ 160	2,250	2,200	2,150	2,120	2,090	2,050	2,000	1,950
161 ～ 170	2,120	2,070	2,030	1,990	1,960	1,930	1,890	1,840
171 ～ 180	2,000	1,960	1,910	1,880	1,850	1,820	1,780	1,740
181 ～ 190	1,900	1,850	1,810	1,780	1,760	1,730	1,690	1,640
191人以上	1,800	1,760	1,720	1,690	1,670	1,640	1,600	1,560

⑤ 看護師配置加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	46,370	45,220	44,070	43,300	42,540	41,770	40,620	39,470
11 ～ 20	23,180	22,610	22,030	21,650	21,270	20,880	20,310	19,730
21 ～ 30	15,450	15,070	14,690	14,430	14,180	13,920	13,540	13,150
31 ～ 40	11,590	11,300	11,010	10,820	10,630	10,440	10,150	9,860
41 ～ 50	9,270	9,040	8,810	8,660	8,500	8,350	8,120	7,890
51 ～ 60	7,730	7,530	7,340	7,210	7,090	6,960	6,770	6,570
61 ～ 70	6,620	6,460	6,290	6,180	6,070	5,960	5,800	5,630
71 ～ 80	5,790	5,650	5,510	5,410	5,310	5,220	5,070	4,930
81 ～ 90	5,150	5,020	4,890	4,810	4,720	4,640	4,510	4,380
91 ～ 100	4,630	4,520	4,400	4,330	4,250	4,170	4,060	3,940
101 ～ 110	4,210	4,110	4,000	3,930	3,860	3,790	3,690	3,580
111 ～ 120	3,860	3,760	3,670	3,600	3,540	3,480	3,380	3,280
121 ～ 130	3,560	3,470	3,390	3,330	3,270	3,210	3,120	3,030
131 ～ 140	3,310	3,230	3,140	3,090	3,030	2,980	2,900	2,820
141 ～ 150	3,090	3,010	2,930	2,880	2,830	2,780	2,700	2,630
151 ～ 160	2,890	2,820	2,750	2,700	2,650	2,610	2,530	2,460
161 ～ 170	2,720	2,660	2,590	2,540	2,500	2,450	2,390	2,320
171 ～ 180	2,570	2,510	2,440	2,400	2,360	2,320	2,250	2,190
181 ～ 190	2,440	2,380	2,320	2,270	2,230	2,190	2,130	2,070
191人以上	2,310	2,260	2,200	2,160	2,120	2,080	2,030	1,970

⑥ 児童発達支援管理責任者専任加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	53,290	51,940	50,580	49,680	48,780	47,870	46,520	45,160
11～20	26,640	25,970	25,290	24,840	24,390	23,930	23,260	22,580
21～30	17,760	17,310	16,860	16,560	16,260	15,950	15,500	15,050
31～40	13,320	12,980	12,640	12,420	12,190	11,960	11,630	11,290
41～50	10,660	10,380	10,110	9,930	9,750	9,570	9,300	9,030
51～60	8,880	8,650	8,430	8,280	8,130	7,980	7,750	7,520
61～70	7,610	7,420	7,220	7,090	6,960	6,840	6,640	6,450
71～80	6,660	6,490	6,320	6,210	6,090	5,980	5,810	5,640
81～90	5,920	5,770	5,620	5,520	5,420	5,320	5,160	5,010
91～100	5,330	5,190	5,050	4,960	4,870	4,780	4,650	4,510
101～110	4,840	4,720	4,590	4,510	4,430	4,350	4,220	4,100
111～120	4,440	4,320	4,210	4,140	4,060	3,990	3,870	3,760
121～130	4,100	3,990	3,890	3,820	3,750	3,680	3,570	3,470
131～140	3,800	3,710	3,610	3,540	3,480	3,420	3,320	3,220
141～150	3,550	3,460	3,370	3,310	3,250	3,190	3,100	3,010
151～160	3,330	3,240	3,160	3,100	3,040	2,990	2,900	2,820
161～170	3,130	3,050	2,970	2,920	2,860	2,810	2,730	2,650
171～180	2,960	2,880	2,810	2,760	2,710	2,660	2,580	2,500
181～190	2,800	2,730	2,660	2,610	2,560	2,520	2,440	2,370
191人以上	2,660	2,590	2,520	2,480	2,430	2,390	2,320	2,250

⑦ 小規模グループケア加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人当たり	86,090	83,900	81,720	80,260	78,800	77,340	75,150	73,050

(2) 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）の単価

①-1 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,070	14,760	14,450	14,320	14,060	13,810	13,500	13,180
31～40	12,100	11,840	11,580	11,460	11,270	11,080	10,810	10,530
41～50	9,000	8,810	8,610	8,520	8,390	8,260	8,060	7,860
51～60	8,140	7,970	7,780	7,710	7,570	7,450	7,270	7,090
61～70	7,180	7,030	6,890	6,820	6,700	6,610	6,460	6,310
71～80	6,270	6,140	6,020	5,970	5,860	5,760	5,620	5,500
81～90	5,380	5,270	5,170	5,110	5,000	4,900	4,820	4,730
91～100	4,470	4,380	4,280	4,220	4,170	4,100	4,020	3,900
101～110	4,190	4,100	4,000	3,920	3,850	3,820	3,730	3,640
111～120	3,860	3,780	3,690	3,670	3,600	3,520	3,450	3,340
121～130	3,520	3,450	3,380	3,380	3,320	3,260	3,190	3,090
131～140	3,230	3,170	3,100	3,080	3,030	2,990	2,900	2,860
141～150	2,970	2,900	2,830	2,820	2,770	2,720	2,660	2,570
151～160	2,840	2,790	2,730	2,710	2,670	2,630	2,570	2,510
161～170	2,760	2,710	2,650	2,620	2,560	2,500	2,470	2,400
171～180	2,690	2,630	2,560	2,530	2,480	2,430	2,380	2,300
181～190	2,570	2,530	2,470	2,440	2,400	2,360	2,300	2,260
191人以上	2,440	2,380	2,340	2,330	2,290	2,260	2,190	2,150

①-2 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	45,830	44,820	43,800	43,260	42,590	41,900	40,850	39,750
11 ~ 20	22,830	22,330	21,820	21,550	21,200	20,890	20,370	19,820

①-3 職業指導員加算分保護単価

(主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設)

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	91,770	89,770	87,740	86,670	85,280	83,870	81,770	79,600
6 ~ 10	45,830	44,820	43,800	43,260	42,590	41,900	40,850	39,750
11 ~ 15	30,520	29,840	29,160	28,820	28,320	27,860	27,180	26,460
16 ~ 20	22,830	22,330	21,820	21,550	21,200	20,890	20,370	19,820
21 ~ 25	18,240	17,840	17,440	17,240	16,950	16,690	16,280	15,850
26 ~ 30	15,070	14,760	14,450	14,320	14,060	13,810	13,500	13,180

② 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	24,030	23,520	23,030	22,760	22,410	22,040	21,540	21,040

③ 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
5人	37,550
6 ~ 10	18,770
11 ~ 15	12,510
16 ~ 20	9,380
21 ~ 25	7,510
26 ~ 30	6,250
31 ~ 35	5,350

④ 心理指導担当職員配置加算分保護単価

地域区分	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	36,120	35,320	34,520	33,990	33,450	32,920	32,120	31,320
11 ~ 20	18,060	17,660	17,260	16,990	16,720	16,460	16,060	15,660
21 ~ 30	12,040	11,770	11,500	11,330	11,150	10,970	10,700	10,440
31 ~ 40	9,030	8,830	8,630	8,490	8,360	8,230	8,030	7,830
41 ~ 50	7,220	7,060	6,900	6,790	6,690	6,580	6,420	6,260
51 ~ 60	6,020	5,880	5,750	5,660	5,570	5,480	5,350	5,220
61 ~ 70	5,160	5,040	4,930	4,850	4,770	4,700	4,580	4,470
71 ~ 80	4,510	4,410	4,310	4,240	4,180	4,110	4,010	3,910
81 ~ 90	4,010	3,920	3,830	3,770	3,710	3,650	3,560	3,480
91 ~ 100	3,610	3,530	3,450	3,390	3,340	3,290	3,210	3,130
101 ~ 110	3,280	3,210	3,130	3,090	3,040	2,990	2,920	2,840
111 ~ 120	3,010	2,940	2,870	2,830	2,780	2,740	2,670	2,610
121 ~ 130	2,770	2,710	2,650	2,610	2,570	2,530	2,470	2,400
131 ~ 140	2,580	2,520	2,460	2,420	2,390	2,350	2,290	2,230
141 ~ 150	2,400	2,350	2,300	2,260	2,230	2,190	2,140	2,080
151 ~ 160	2,250	2,200	2,150	2,120	2,090	2,050	2,000	1,950
161 ~ 170	2,120	2,070	2,030	1,990	1,960	1,930	1,890	1,840
171 ~ 180	2,000	1,960	1,910	1,880	1,850	1,820	1,780	1,740
181 ~ 190	1,900	1,850	1,810	1,780	1,760	1,730	1,690	1,640
191人以上	1,800	1,760	1,720	1,690	1,670	1,640	1,600	1,560

⑤ 看護師配置加算分保護単価

地域区分	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	44,900	43,790	42,670	41,930	41,190	40,450	39,330	38,220
11 ~ 20	22,450	21,890	21,340	20,960	20,590	20,220	19,670	19,110
21 ~ 30	14,960	14,590	14,220	13,970	13,730	13,480	13,110	12,740
31 ~ 40	11,220	10,940	10,670	10,480	10,290	10,110	9,830	9,550
41 ~ 50	8,980	8,750	8,530	8,380	8,230	8,090	7,860	7,640
51 ~ 60	7,480	7,290	7,110	6,990	6,860	6,740	6,550	6,370
61 ~ 70	6,410	6,250	6,090	5,990	5,880	5,770	5,620	5,460
71 ~ 80	5,610	5,470	5,330	5,240	5,140	5,050	4,910	4,770
81 ~ 90	4,990	4,860	4,740	4,660	4,570	4,490	4,370	4,240
91 ~ 100	4,490	4,370	4,260	4,190	4,110	4,040	3,930	3,820
101 ~ 110	4,080	3,980	3,880	3,810	3,740	3,670	3,570	3,470
111 ~ 120	3,740	3,640	3,550	3,490	3,430	3,370	3,270	3,180
121 ~ 130	3,450	3,360	3,280	3,220	3,160	3,110	3,020	2,940
131 ~ 140	3,200	3,120	3,040	2,990	2,940	2,880	2,810	2,730
141 ~ 150	2,990	2,920	2,840	2,790	2,740	2,690	2,620	2,540
151 ~ 160	2,800	2,730	2,660	2,620	2,570	2,520	2,450	2,380
161 ~ 170	2,640	2,570	2,510	2,460	2,420	2,380	2,310	2,240
171 ~ 180	2,490	2,430	2,370	2,330	2,280	2,240	2,180	2,120
181 ~ 190	2,360	2,300	2,240	2,200	2,160	2,120	2,070	2,010
191人以上	2,240	2,190	2,130	2,090	2,060	2,020	1,960	1,910

⑥ 児童発達支援管理責任者専任加算分保護単価

地域区分	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,470	50,160	48,850	47,980	47,110	46,230	44,920	43,620
11 ～ 20	25,730	25,080	24,420	23,990	23,550	23,110	22,460	21,810
21 ～ 30	17,150	16,720	16,280	15,990	15,700	15,410	14,970	14,540
31 ～ 40	12,860	12,540	12,210	11,990	11,770	11,550	11,230	10,900
41 ～ 50	10,290	10,030	9,770	9,590	9,420	9,240	8,980	8,720
51 ～ 60	8,570	8,360	8,140	7,990	7,850	7,700	7,480	7,270
61 ～ 70	7,350	7,160	6,970	6,850	6,730	6,600	6,410	6,230
71 ～ 80	6,430	6,270	6,100	5,990	5,880	5,780	5,610	5,450
81 ～ 90	5,710	5,570	5,420	5,330	5,230	5,130	4,990	4,840
91 ～ 100	5,140	5,010	4,880	4,790	4,710	4,620	4,490	4,360
101 ～ 110	4,670	4,560	4,440	4,360	4,280	4,200	4,080	3,960
111 ～ 120	4,280	4,180	4,070	3,990	3,920	3,850	3,740	3,630
121 ～ 130	3,950	3,850	3,750	3,690	3,620	3,550	3,450	3,350
131 ～ 140	3,670	3,580	3,490	3,420	3,360	3,300	3,200	3,110
141 ～ 150	3,430	3,340	3,250	3,190	3,140	3,080	2,990	2,900
151 ～ 160	3,210	3,130	3,050	2,990	2,940	2,890	2,800	2,720
161 ～ 170	3,020	2,950	2,870	2,820	2,770	2,720	2,640	2,560
171 ～ 180	2,860	2,780	2,710	2,660	2,610	2,560	2,490	2,420
181 ～ 190	2,700	2,640	2,570	2,520	2,470	2,430	2,360	2,290
191人以上	2,570	2,500	2,440	2,390	2,350	2,310	2,240	2,180

⑦ 小規模グループケア加算分保護単価

地域区分	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人当たり	86,090	83,900	81,720	80,260	78,800	77,340	75,150	70,550

## 障害児入所施設の職種別職員定数表

## 1 福祉型障害児入所施設

## (1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

## (2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
看 護 師	通じて定員20人につき1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必

	要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
医 師	医師1人。嘱託医2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。

児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員3.5人につき1人。
介 助 員	1人。
看 護 師	定員50人につき3人。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。
調 理 員 等	4人。
嘱 託 医	1人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合の職種別定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	_____
嘱 託 医	2人。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	_____

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者施設を併設する場合の職種別職員定数表

	職 員 の 定 数
--	-----------

職 種 別	本 体 施 設	併 設 施 設	
		主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱 託 医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____

児童発達支援管理責任者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____
-------------	-----	------------------------------------	-------

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設	施 設
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の	本体施設の職員と兼務とする。	_____

	場合は2人。		
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童発達支援管理責任者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数	
	本体施設	併設施設
	障害者支援施設	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
施設長	_____	本体施設の職員と兼務とする。
医師	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児童指導員 保育士	_____	通じて定員4.3人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	_____	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	_____	本体施設の職員と兼務とする。
事務員	_____	本体施設の職員と兼務とする。
調理員等	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児童発達支援管理責任者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	障害者支援施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童指導員 保 育 士	_____	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	_____	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童発達支援管理責任者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金調書

地方公共団体名 \_\_\_\_\_

平成 年度 厚生労働省所管

(単位:円)

国			地方公共団体										備考	
歳出 予算 科目	交付決定額	補助 率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫負 担金相当額	支出済額	うち国庫負 担金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫負 担金相当額		

(記入要領)

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書に示した負担金の額を記入すること。また、「歳出予算科目」は、項、目及び目の細分を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となる事項を適宜記載すること。

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

なお、管内市町村分については、申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、併せて提出する。

申請額	金	円
都道府県分	金	円
市町村分	金	円

(添付書類)

- 1 平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金所要額調書 (別紙A)
- 2 平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金市町村分申請額内訳 (別紙B)
- 3 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

別添

寄付金その他の収入内訳

種目	金額	算出の基礎

(記入要領)

「寄付金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知)を参照すること。

区分 施設種別	予定支弁総額			予定徴収金等			寄附金その他の収入 予定額 ⑦	⑧差引国庫負担基本額 (③-(⑥+⑦))	⑨同左に対する 要国庫負担額 (⑧×1/2)	⑩既交付決定額	⑪差引変更分所要額	備考
	①前年度実績支弁総額	②率%	③(①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率%	⑥(④×⑤)						
障 害 児 入 所 措 置 費	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>	0	0	<0>	
	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>				
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>				
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>				
	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>				
	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>				
	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>				
	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>				
	指定医療機関(肢体不自由児)	<0>		<0>		<0>		<0>				
	計			<0>		<0>		<0>				
障 害 児 入 所 給 付 費 等	障害児入所給付費							0	0	0	<0>	
	高額障害児入所給付費							0				
	特定入所障害児食費等給付費							0				
	障害児入所医療費							0				
	計			0		0		0				
合計			0		0		0	0	0	0		

(記載上の注意)

- 1 「障害児入所措置費」の各欄(「④前年度実績徴収金」欄を除く。)については、上段<>に医療費及び入院時食事療養費について再掲すること。
- 2 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
- 3 「②率」、「⑤率」の欄は、過去の措置者数、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 4 「⑥(④×⑤)」の欄において再掲する医療費部分については、「④前年度実績徴収金」を、前年度実績支弁総額のうち、医療費及び入院時食事療養費とそれ以外の費用の額との比率によって按分する等により算定することとし、その算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 5 「障害児入所給付費等」の「予定支弁総額」については、交付要綱5の(2)により算定された額を記入すること。

別紙B

平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金市町村分申請額内訳

〇 〇 県

区分	種 目	対象経費の 支出予定額 A 円	寄付金その他 の収入予定額 B 円	差引額 (A - B) C 円	基準額 D 円	国庫負担基本額 (C・Dいずれか 少ない方の額) E 円	通所利用者負担額 F	差引国庫負担基本 額 (E - F) G	国庫負担所要額 (G × 1/2) H 円	既交付決定額 I 円	差引追加交付（一 部取消）申請額 (H - I) J 円
事 由 に よ る 措 置 費	やむを得ない事由による措置費							0	0		
障 害 児 通 所 給 付 費 等	障 害 児 通 所 給 付 費							0	/	/	/
	特 例 障 害 児 通 所 給 付 費							0			
	高 額 障 害 児 通 所 給 付 費							0			
	肢 体 不 自 由 児 通 所 医 療 費							0			
	小 計	0	0	0	0	0	0	0			
障 害 児 相 談 支 援 給 付 費 等	障 害 児 相 談 支 援 給 付 費							0	/	/	/
	特 例 障 害 児 相 談 支 援 給 付 費							0			
	小 計	0	0	0	0	0	0	0			
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記入要領)

この表は、別紙様式3の交付申請書を取りまとめて、市町村分を作成すること。

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

指 定 都 市 市 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 印

平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

申請額 金 円

(添付書類)

- 1 平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金所要額調書 (別紙A)
- 2 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

別添

寄付金その他の収入内訳

種目	金額	算出の基礎

(記入要領)

「寄付金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知)を参照すること。

区分 施設種別	予定支弁総額			予定徴収金等			寄附金その他の収入 予定額 ⑦	⑧差引国庫負担基本額 (③-(⑥+⑦))	⑨同左に対する 要国庫負担額 (⑧×1/2)	⑩既交付決定額	⑪差引変更分所 要額	備考
	①前年度実績支弁総額	②率%	③(①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率%	⑥(④×⑤)						
障 害 児 入 所 措 置 費	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>				
	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>				
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>				
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>				
	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>				
	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>				
	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>				
	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	<0>		<0>		<0>		<0>				
	指定医療機関 (肢体不自由児)	<0>		<0>		<0>		<0>				
	計			<0>		<0>		<0>	<0>	<0>	<0>	
障 害 児 入 所 給 付 費 等	障害児入所給付費											
	高額障害児入所給付費											
	特定入所障害児食費等給付費											
	障害児入所医療費											
	計			0		0		0	0	0	0	
合計			0		0		0	0	0	0		

(記載上の注意)

- 「障害児入所措置費」の各欄(「④前年度実績徴収金」欄を除く。)については、上段< >に医療費及び入院時食事療養費について再掲すること。
- 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
- 「②率」、「⑤率」の欄は、過去の措置者数、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 「⑥(④×⑤)」の欄において再掲する医療費部分については、「④前年度実績徴収金」を、前年度実績支弁総額のうち、医療費及び入院時食事療養費とそれ以外の費用の額との比率によって按分する等により算定することとし、その算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 「障害児入所給付費等」の「予定支弁総額」については、交付要綱5の(2)により算定された額を記入すること。

別紙様式3

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長

印

平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

申請額 金 円

（添付書類）

- 1 平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金所要額調書 (別紙A)
- 2 平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金事業計画書 (別紙B)
- 3 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

別添

寄付金その他の収入内訳

種目	金額	算出の基礎

(記入要領)

「寄付金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知)を参照すること。



別紙B

平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金事業計画書

市町村名

1 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金事業計画

事業種別		対象者延人員（人）	対象経費の支出 予定額（円）
置事や 費由む にを よる 得な 措い	やむを得ない事由による措置費		
障 害 児 通 所 給 付 費 等	障 害 児 通 所 給 付 費		
	特 例 障 害 児 通 所 給 付 費		
	高 額 障 害 児 通 所 給 付 費		
	肢 体 不 自 由 児 通 所 医 療 費		
	小 計	0	0
給障 付害 費児 等相 談支 援	障 害 児 相 談 支 援 給 付 費		
	特 例 障 害 児 相 談 支 援 給 付 費		
	小 計	0	0
合 計		0	0

(注) 対象者延人員（人）には、各月の請求時における利用者数の年間（事業実施月）合計数を記入すること。

平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付決定通知書

〇〇〇市（町村）

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条 { 第1項の規定により、  
第3項の規定により修正のうえ、 } 平成 年 月 日  
厚生労働省発障第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

〇〇県知事〇〇〇〇

印

- 1 補助金等の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 年 月 日厚生労働省発障第 号厚生労働事務次官通知の別紙「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の4に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金等の額は、別紙のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金等の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
- 3 この補助金等の額の確定は、交付要綱の5に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 4 この補助金等は、交付要綱の7に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は平成 年 月 日とする。

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び負担金の額

〇〇〇市（町村）

区分		事業に要する経費	負担金の額
るいや 措事む 置由を 費に得 よな	やむを得ない事由による措置費	円	円
障 害 児 通 所 給 付 費 等	障 害 児 通 所 給 付 費		/
	特 例 障 害 児 通 所 給 付 費		
	高 額 障 害 児 通 所 給 付 費		
	肢 体 不 自 由 児 通 所 医 療 費		
	小 計	0	
付障 費害 等児 相 談 支 援 給	障 害 児 相 談 支 援 給 付 費		/
	特 例 障 害 児 相 談 支 援 給 付 費		
	小 計	0	
合 計		0	0

番 号

平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金  
追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

〇〇〇市（町村）

平成 年 月 日第 号で交付された平成 年度障害児施設措置費（給付費等）  
国庫負担金については、{ 平成 年 月 日第 号申請に基づき、  
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第  
179号）第10条第1項の規定により } 平成 年 月 日厚生労働省発障第 号をもって決定の内  
容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

（超過交付が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、同法第18条第1項の規定により、平成 年  
月 日までに返還することを命じられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

〇〇県知事〇〇〇〇

印

- 1 補助金等の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 年 月 日厚生労働省発障第 号厚生労働事務次官通知の別紙「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の4に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び負担金等の額は、別紙のとおりである。
- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は平成 年 月 日とする。

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び負担金の額

区分		事業に要する経費	左のうち今回増加(減少)額	負担金の額	左のうち今回追加交付(減少)額
		円	円	円	円
るいや措置事由を得ない措置費	やむを得ない事由による措置費				
障害児通所給付費等	障害児通所給付費			/	/
	特例障害児通所給付費				
	高額障害児通所給付費				
	肢体不自由児通所医療費				
	小計	0	0		
障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費			/	/
	特例障害児相談支援給付費				
	小計	0	0		
合計		0	0	0	0

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事 印

平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金に係る事業実績報告書

平成 年 月 日厚生労働省発第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、関係書類を添えて報告する。

なお、同日付で交付決定を受けた管内市町村分の標記に係る事業実績については、次のとおり報告があり、内容を審査した結果適正と認められるので、併せて提出する。

添付書類

- (1) 平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金精算書（別紙A）
- (2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者集計表（負担金分）（別紙B）
- (3) 平成 年度障害児施設措置費事業費支弁児童（者）数月別集計表（別紙C）
- (4) 平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金市町村分精算書集計表（別紙D）
- (5) 歳入歳出決算書抄本

## 別添

### 寄付金その他の収入額の内訳

区分	金額	説明
	円	
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
計		

(記入要領)

「寄付金その他の収入済額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。



1. この表は、児童福祉法第50条第6号の4及び第7号並びに第7号の2の措置費等について、措置費支弁台帳の数値を基礎として作成すること。
2. 障害児施設措置費の「実支出額」及び「支弁総額」の欄には、当該施設種別（福祉型障害児入所施設など）ごとに、次の方法により算定した額の合計額を記載すること。
  - (1) 公立施設についての「実支出額」には、その都道府県のすべての公立施設のいわゆる持出分を含めた年間の措置費の支出対象となる経費の支出済額（私的契約児がいる場合は、当該児童に係る経費（交付要綱に準じて算定した額）及び他の地方公共団体から委託を受けた措置児童等に係る交付要綱により算定された収入額を除く。）を計上し、「支弁総額」には、そのすべての公立施設の年間の支弁額を計上すること。
  - (2) 私立施設（公立・民営施設も含む）についての「実支出額」及び「支弁総額」には、その個々の施設に対する年間の支弁額（支弁台帳施設表の「合計」の「支弁額」の欄の額）のすべての私立施設の合計額を計上すること（したがって私立施設に対するいわゆる持出があっても除かれる。）なお、上記の場合、特別の事情により年間を通じて上記の支弁額を下回って支弁した施設がある場合においては、その施設については、上記の支弁額からその支弁しなかった額を控除した額（実際の支弁額）を計上すること。この場合においては、支弁台帳の総括表及び施設表の「合計」の「支弁額」の欄には既定の額の下段に「支弁しなかった額」、「実際の支弁額」の順に3段に計上し、これらの関係を明確にしておくこと。”  
いずれの場合においても、私立施設分の「実支出額」及び「支弁総額」に計上する金額は同じ額となるので念のため申し添える。
  - (3) 障害児入所給付費等の「実支出額」欄には、障害児入所給付費の支給に現に要した費用の額を記載すること。
3. 「寄附金」の欄の「寄附金」とは、当該都道府県に対し、直接措置費等のためになされた寄附金をいう。
4. 医療型障害児入所施設、指定医療機関（肢体不自由児）の「保育士等加算費」については「事務費」の欄に、医療型障害児入所施設の「保健衛生費」については日常品費と合算し「日用品費」の欄に、指定医療機関（肢体不自由児）の「特別訓練費」については「看護代替要員費」の欄に、医療型障害児入所施設の「重症児指導費」については「重度加算費」の欄に、「療育訓練費」については「指導訓練材料費」の欄に、医療型障害児入所施設、指定医療機関の措置費支弁台帳における自施設診療分及び医療費（他機関診療分）については「医療費」の欄に記載すること。  
なお、医療型障害児入所施設の「スプリンクラー保守管理等費」については、それぞれ当該「その他」の欄に記載すること。
5. 「徴収金等」の欄には、5の（1）において算定された徴収金基準額及び5の（2）において算定された利用者負担基準額を記載すること。

6. 「国庫負担の対象となる支弁総額③」の欄には、「実支出額から寄附金を控除した額①」と「支弁総額」の「計②」とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。
7. 「国庫負担金交付決定額」の欄には、当該年度中に国庫負担金として交付の決定がなされた額を記載すること。
8. 「国庫負担金受入済額」の欄には、「国庫負担金交付決定額」のうち、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の歳入に受入（繰入）れた額を記載すること。したがって、「国庫負担金受入済額」の欄と、「国庫負担金未受入額」の欄との合計額は「国庫負担金交付決定額」の欄に合致すべきものであること。
9. 添付書類の決算書抄本には、この精算書の公立施設分の「実支出額」、私立施設分の「支弁額」、「国庫負担金受入済額」等に対応する額に傍線を引く等、精算書と決算書との金額の対応関係を明確にしておくこと。
10. 障害児入所医療費については、食事療養に係る給付をそれぞれ括弧に再掲で記入すること。

別紙B

初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者集計表(負担金分)

1. 障害児入所措置費

施設種別等 月別	福祉として知的障害児を入所させる	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	指定医療機関(肢体不自由児)
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 障害児入所給付費等

施設種別等 月別	障害児入所給付費										(高額障害児入所給付費)	(特定入所障害児食費等給付費)	(障害児入所医療費)	
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	指定医療機関(肢体不自由児)	指定医療機関(重症心身障害児)				
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
3月														
4月														
5月														
6月														
7月														
8月														
9月														
10月														
11月														
12月														
1月														
2月														
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)  
 1. 障害児施設措置費については、各月の初日措置人員について支弁台帳総括表の当該施設の「初日措置人員」の欄の数を記載すること。  
 2. 措置停止のある施設については、その人員を( )書きで再掲すること。  
 3. 障害児入所給付費については、それぞれの施設種別ごとに、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。  
 4. 障害児入所給付費の高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費については、それぞれの対象者延べ人員数を記載すること。  
 (障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)



別紙D

平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金市町村分精算書集計表

〇 〇 県

(収支精算額表)

区分	種目	対象経費の 支出済額 A 円	寄付金その 他の収入額 B 円	差引額 (A-B) C 円	基準額 D 円	国庫負担基本 額(C・Dい ずれか少ない 方の額) E 円	通所利用者負 担額 F	差引国庫負担 基本額 (E-F) G	国庫負担所要 額(G×1/2) H 円	交付決定額 I 円	国庫負担受 入 額 J 円	差引過不足額		備考	
												過 (J-H) 円	不足 (H-J) 円		
るいや 措事む 置由を 費に得 よな	やむを得ない事由による措置費							0	0						
障 害 児 通 所 給 付 費 等	障 害 児 通 所 給 付 費														
	特 例 障 害 児 通 所 給 付 費														
	高 額 障 害 児 通 所 給 付 費														
	肢 体 不 自 由 児 通 所 医 療 費														
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0						
等障 害児 相談 支 援 給 付 費	障 害 児 相 談 支 援 給 付 費														
	特 例 障 害 児 相 談 支 援 給 付 費														
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0						
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記入要領)

この表は、別紙様式7の実績報告書を取りまとめて、市町村分を作成すること。

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

指 定 都 市 市 長 印  
児 童 相 談 所 設 置 市

平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金に係る事業実績報告書

平成 年 月 日厚生労働省発第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績  
について、関係書類を添えて報告する。

添付書類

- (1) 平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金精算書（別紙A）
- (2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者集計表（負担金分）  
（別紙B）
- (3) 平成 年度障害児施設措置費事業費支弁児童（者）数月別集計表（別紙C）
- (4) 歳入歳出決算書抄本

## 別添

### 寄付金その他の収入額の内訳

区分	金額	説明
	円	
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
計		

(記入要領)

「寄付金その他の収入済額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。



1. この表は、児童福祉法第50条第6号の4及び第7号並びに第7号の2の措置費等について、措置費支弁台帳の数値を基礎として作成すること。
2. 障害児施設措置費の「実支出額」及び「支弁総額」の欄には、当該施設種別（福祉型障害児入所施設など）ごとに、次の方法により算定した額の合計額を記載すること。
  - (1) 公立施設についての「実支出額」には、その都道府県のすべての公立施設のいわゆる持出分を含めた年間の措置費の支出対象となる経費の支出済額（私的契約児がいる場合は、当該児童に係る経費（交付要綱に準じて算定した額）及び他の地方公共団体から委託を受けた措置児童等に係る交付要綱により算定された収入額を除く。）を計上し、「支弁総額」には、そのすべての公立施設の年間の支弁額を計上すること。
  - (2) 私立施設（公立・民営施設も含む）についての「実支出額」及び「支弁総額」には、その個々の施設に対する年間の支弁額（支弁台帳施設表の「合計」の「支弁額」の欄の額）のすべての私立施設の合計額を計上すること（したがって私立施設に対するいわゆる持出があっても除かれる。）なお、上記の場合、特別の事情により年間を通じて上記の支弁額を下回って支弁した施設がある場合においては、その施設については、上記の支弁額からその支弁しなかった額を控除した額（実際の支弁額）を計上すること。この場合においては、支弁台帳の総括表及び施設表の「合計」の「支弁額」の欄には既定の額の下段に「支弁しなかった額」、「実際の支弁額」の順に3段に計上し、これらの関係を明確にしておくこと。”  
いずれの場合においても、私立施設分の「実支出額」及び「支弁総額」に計上する金額は同じ額となるので念のため申し添える。
  - (3) 障害児入所給付費等の「実支出額」欄には、障害児入所給付費の支給に現に要した費用の額を記載すること。
3. 「寄附金」の欄の「寄附金」とは、当該都道府県に対し、直接措置費等のためになされた寄附金をいう。
4. 医療型障害児入所施設、指定医療機関（肢体不自由児）の「保育士等加算費」については「事務費」の欄に、医療型障害児入所施設の「保健衛生費」については日常品費と合算し「日用品費」の欄に、指定医療機関（肢体不自由児）の「特別訓練費」については「看護代替要員費」の欄に、医療型障害児入所施設の「重症児指導費」については「重度加算費」の欄に、「療育訓練費」については「指導訓練材料費」の欄に、医療型障害児入所施設、指定医療機関の措置費支弁台帳における自施設診療分及び医療費（他機関診療分）については「医療費」の欄に記載すること。  
なお、医療型障害児入所施設の「スプリンクラー保守管理等費」については、それぞれ当該「その他」の欄に記載すること。
5. 「徴収金等」の欄には、5の（1）において算定された徴収金基準額及び5の（2）において算定された利用者負担基準額を記載すること。

6. 「国庫負担の対象となる支弁総額③」の欄には、「実支出額から寄附金を控除した額①」と「支弁総額」の「計②」とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。
7. 「国庫負担金交付決定額」の欄には、当該年度中に国庫負担金として交付の決定がなされた額を記載すること。
8. 「国庫負担金受入済額」の欄には、「国庫負担金交付決定額」のうち、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の歳入に受入（繰入）れた額を記載すること。したがって、「国庫負担金受入済額」の欄と、「国庫負担金未受入額」の欄との合計額は「国庫負担金交付決定額」の欄に合致すべきものであること。
9. 添付書類の決算書抄本には、この精算書の公立施設分の「実支出額」、私立施設分の「支弁額」、「国庫負担金受入済額」等に対応する額に傍線を引く等、精算書と決算書との金額の対応関係を明確にしておくこと。
10. 障害児入所医療費については、食事療養に係る給付をそれぞれ括弧に再掲で記入すること。

別紙B

初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児施設給付費等対象者集計表(負担金分)

1. 障害児入所措置費

施設種別等 月別	福祉型知的障害児入所させる	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	指定医療機関(肢体不自由児)
	4月	人	人	人	人	人	人	人	人
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 障害児入所給付費等

施設種別等 月別	障害児入所給付費										(高額障害児入所給付費)	(特定入所障害児食費等給付費)	(障害児入所医療費)
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	指定医療機関(肢体不自由児)	指定医療機関(重症心身障害児)			
3月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
4月													
5月													
6月													
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
1月													
2月													
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. 障害児施設措置費については、各月の初日措置人員について支弁台帳総括表の当該施設の「初日措置人員」の欄の数を記載すること。
2. 措置停止のある施設については、その人員を( )書きで再掲すること。
3. 障害児入所給付費については、それぞれの施設種別ごとに、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
4. 障害児入所給付費の高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費については、それぞれの対象者延べ人員数を記載すること。  
(障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)

別紙C  
平成 年度障害児施設措置費事業費支弁児童(者)数月別集計表

費目	障害児施設																								
	重度障害児支援加算費				強度行動障害特別処遇加算費	重度重複障害児加算費	被虐待児受入加算費	教育費			見学旅行費			入進学支度金		特別育成費		夏季等特別行事費	児童用採暖費					児童発達支援管理責任者配置加算	小規模グループケア加算
	福祉型障害児入所施設(肢体不自由児以外)		福祉型障害児入所施設(肢体不自由児)	医療型障害児入所施設				指定医療機関(肢体不自由児)	小学生	中学生	盲・ろう学校等高等部	小学校第6学年	中学校第3学年	盲・ろう学校等高等部第3学年	小学校第1学年入学児童	中学校第1学年進学児童	国・公立高等学校		私立高等学校	5級地	4級地	3級地	2級地		
	25%加算分	30%加算分																							
月別	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
4月																									
5月																									
6月																									
7月																									
8月																									
9月																									
10月																									
11月																									
12月																									
1月																									
2月																									
3月																									
計																									

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員及び該当措置人員を記入すること。

別紙様式7

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長

印

平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発第 号により交付決定を受けた標記に係る  
事業実績について、関係書類を添えて報告する。

（添付書類）

- 1 平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金精算書（別紙）
- 2 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

## 別添

### 寄付金その他の収入額の内訳

区分	金額	説明
	円	
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
計		

(記入要領)

「寄付金その他の収入済額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。

平成 年度障害児通所給付費等国庫負担金精算書集計表

第1 収支精算額表

〇 〇 市(町村)

区分	種目	対象経費の支出額 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額 (A-B) C 円	基準額 D 円	国庫負担基本額 (C・Dいずれか少ない方の額) E 円	通所利用者負担額 F	差引国庫負担基本額 (E-F) G	国庫負担所要額 (G×1/2) H 円	交付決定額 I 円	国庫負担受入額 J 円	差引過不足額		備考	
												過 (J-H) 円	不足 (H-J) 円		
るいや措置を 得ない 事由による 措置費	やむを得ない事由による措置費							0	0						
障害児通所給付費等	障害児通所給付費								/	/	/	/	/		
	特例障害児通所給付費								/	/	/	/	/		
	高額障害児通所給付費								/	/	/	/	/		
	肢体不自由児通所医療費								/	/	/	/	/		
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0						
等障害児相談支援給付費	障害児相談支援給付費								/	/	/	/	/		
	特例障害児相談支援給付費								/	/	/	/	/		
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0						
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記入要領)

- 1 経費の配分変更を行った場合には、「国庫負担金受入額(J欄)」に、その変更後の額を記入し、「備考」の欄でその増減額を明らかにすること。
- 2 「寄付金その他の収入額(B欄)」がある場合は、別添1によりその内訳を添付すること。

第2 対象経費の支出済額内訳

1 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金支出済額内訳

事業種別		対象者延人員（人）	対象経費の支出済額（円）
るいや 措事む 置由を 費に得 よな	やむを得ない事由による措置費		
障 害 児 通 所 給 付 費 等	障 害 児 通 所 給 付 費		
	特 例 障 害 児 通 所 給 付 費		
	高 額 障 害 児 通 所 給 付 費		
	肢 体 不 自 由 児 通 所 医 療 費		
	小 計	0	0
給 付 費 等 障 害 児 相 談 支 援	障 害 児 相 談 支 援 給 付 費		
	特 例 障 害 児 相 談 支 援 給 付 費		
	小 計	0	0
合 計		0	0

（注）対象者延人員（人）には、各月の請求時における利用者数の年間（事業実施期月）合計数を記入すること。

番 号

平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付額確定通知書

〇〇〇市（町村）

平成 年 月 日第 号で交付決定通知した平成 年度障害児施設措置費（給付費等）  
国庫負担金については、平成 年 月 日第 号事業実績報告に基づき平成 年  
月 日 厚生労働省発障第 号をもって交付額が別紙のとおり確定されたので通知する  
なお、障害児通所給付費等国庫負担金については精算不足分として金 円を追加交付  
することとしたので通知する。

また、超過交付となった金 円（〇〇費〇〇金 円、〇〇費〇〇金 円）につい  
ては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2  
項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずる。

平成 年 月 日

〇〇県知事〇〇〇〇

印

別紙

平成 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付額確定内訳書

区分	種 目	確定額	受入額	超過交付額	不足額
るいや 措事む 置由を 費に得 よな	やむを得ない事由による措置費	円	円	円	円
障 害 児 通 所 給 付 費 等	障 害 児 通 所 給 付 費	/	/	/	/
	特 例 障 害 児 通 所 給 付 費	/	/	/	/
	高 額 障 害 児 通 所 給 付 費	/	/	/	/
	肢 体 不 自 由 児 通 所 医 療 費	/	/	/	/
	小 計				
障 害 児 相 談 支 援 給 付 費 等	障 害 児 相 談 支 援 給 付 費	/	/	/	/
	特 例 障 害 児 相 談 支 援 給 付 費	/	/	/	/
	小 計				
合 計		0	0	0	0